

## 「ブラック企業」による若者の使い捨てを許さないため労働環境の確保を求める意見書

8月8日に田村厚生労働大臣は記者会見し「若者の使い捨てが疑われる企業」を、いわゆる「ブラック企業」として9月に「過重労働重点監督月間」にして約4,000社に立入調査を開始した。9月1日には全国で電話相談を行い1日で1,042件もの相談が寄せられた。その後も全国の労働局や労働基準監督署にある「総合労働相談コーナー」などで相談を受け付け、それを踏まえて企業への指導監督を実施するとしている。指導に従わない悪質な場合は企業名を公表するとしている。

寄せられている相談で「長時間労働と残業代未払い」、「人格否定のパワハラ」など深刻な実態が明らかになっている。病気になる若者や自殺者まで出ているほどで、今や大きな社会問題に発展している問題である。

よって、本市議会は、政府に対し、いわゆる「ブラック企業」の根絶で若者が安心して働ける労働環境を確保することを求めるものである。

### 記

- 1 「月間」だけの取り組みでなく、相談の常時受け付けと日常的に違法行為を取り締まる国の監督指導体制を強化されたい。
- 2 「名ばかり店長」などのような企業の脱法的な働かせ方やパワーハラスメントなどに対する法規制を検討すること。
- 3 弁護士や専門家の力をかりて、あらゆるケースに対応できる体制をつくられたい。
- 4 労働法の学習機会を拡大し、国が企業に対して労働時間や内容など採用時に明示するよう指導を強化すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年9月30日

三鷹市議会議長 伊藤俊明